

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和4年1月1日～令和4年12月31日分

請求者・申出者の 名称、氏名	請求事由・利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 (委託者NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵)	「社会と暮らしに関する意識調査」実施のための対象者抽出(放送法第20条に定められた調査研究・世論調査のため。)	令和4年7月26日	小川、馬瀬、中村大王、日浦、久壽軒、戸手野、穴内地区 16歳以上(平成18年9月末日まで生まれ)の住民